

知財ビジネス評価書

平成30年度 特許庁 中小企業等知財金融促進事業

ご依頼金融機関 : ●●●●銀行 様
対象企業 : 株式会社●● 様

2018年●月●日

(評価機関名)

(担当者肩書)

(担当者氏名)



全体概要

評価対象知財権(特許第●●●●●●●●号)の評価

※ A(高)~E(低)の5段階

知財の概要: ◎◎を用いた新規有機活性汚泥除去技術

ビジネスの見通し	技術の優位性、独自性	他社の参入障壁	金銭評価額
B*	A*	B*	
<p><u>評価対象ビジネスの関連市場は、今後も安定して拡大することが予想される。</u></p>	<p>●●技術部長の<u>アイデアが独創的で、他社技術との差別化</u>ができている。営業において、技術の独創性を押しもよみのではないか。</p>	<p>ビジネスに使用する装置のコア部分に加え、システム全体としても権利化されているが、<u>開発方向性と知財権との間にズレが生じている恐れがある。また、権利の存続が残り4年であり、他社参入を防ぐ次の権利の取得が望まれる。</u></p>	<p>_____ 千円</p>



目次

- 1 対象企業及び評価対象ビジネス
- 2 対象企業の保有知的財産権及び評価対象知財権
- 3 評価対象ビジネスの見通し
- 4 評価対象知財権のビジネスカバー
- 5 評価対象知財権の技術的優位性、独自性
- 6 評価対象知財権が、他社の参入障壁となっているか
- 7 注意すべき他者権利の存在の有無
- 8 評価対象知財権の金銭評価
- 9 技術のマッチング、展開
- 10 評価対象ビジネスに対する課題、ソリューション、その他



1 対象企業及び評価対象ビジネス

・ 対象企業

商号 株式会社●●(代表者 代表取締役社長 ●●●●●)

本社所在地 ●●県●●市●●1-2-3

資本金 ●億●, ●●●万円(平成28年12月31日現在)

事業内容 金型の製造・加工、排水処理浄化装置の製造・販売

売上 ●●億円(平成28年12月期)

・ 評価対象ビジネス

対象企業は、●●●●年の創業以来、金型の製造・加工を事業の柱としていましたが、海外企業の台頭により、将来にわたって安定的に売上を見込むことが難しいことから、近年は、2010年に立ち上げた排水浄化装置の製造・販売を新たな事業の柱とすべく、予算と人員を投入しています。

本ビジネス評価書では、対象企業のビジネスのうち排水処理浄化装置の製造・販売ビジネスについて、知的財産の観点から評価を行います。



2 対象企業の保有知的財産権及び評価対象知財権

- 対象企業の保有知的財産権

対象企業が2017年●月●日現在保有する知的財産権(特許、商標など、出願段階のものも含みます。)の一覧は、次のとおりです。

(省 略)

- 評価対象知財権

本評価書では、評価対象ビジネスに関する特許第●●●●●●●●号の特許権を評価対象とします。

評価対象知財権は、……という簡易な構成により、有機活性汚泥発生量を軽減させる技術を保護するもので、排水処理浄化装置の製造・販売事業における対象企業のコスト的優位性に寄与していると考えられます。なお、特許第●●●●●●●●号は、あと4年で存続期間満了となり特許権は消滅し、他者のビジネス参入が容易となるという課題があります。他者のビジネス参入の障害となる次の権利の取得が望まれます。



3 評価対象ビジネスの見通し

- ・ 評価対象ビジネスと関連する市場の分析

株式会社●●発行の「2013年版 ●●●●●●●」(資料1)及び「2015年版 ●●●●●●●」(資料2)に基づいて、評価対象ビジネスと関連する市場の分析を行いました。

資料1には、水再生用の装置・プラントの世界市場における市場規模推移が以下のように記載され、この予測によると、20●●年から20●●年までの期間、その市場は金額ベースで平均約●%伸びるとされています。

(マーケットデータ)



また、資料2は、排水浄化処理の活性汚泥法で使用される散気装置に関するものです。活性汚泥法は、対象企業も採用する排水浄化処理の手法です。

資料2には、散気装置の日本市場における市場規模推移が以下のように記載され、この予測によると、20●●年から20●●年までの期間、その市場は金額ベースで平均約●%伸びるとされています。

(マーケットデータ)

これらを総合すると、水再生用の装置・プラントの市場は、世界規模で大きく伸びることが予想され、散気装置が必要な対象企業の浄化処理装置の市場も、安定的に拡大すると予想されます。

したがって、評価対象ビジネスの関連市場は、今後も安定して拡大することが予想されます。



- ・ 評価対象ビジネスの業績見通し

対象企業の評価対象ビジネスについての事業計画は、次のとおりです。

(事業計画)

対象企業に対するヒアリングによれば、対象企業が発明した●●式浄化処理装置は、簡易な設計で高い排水浄化処理能力を有するとともに、活性汚泥の発生量を抑制することもでき、排水浄化施設を低コストで提供可能とします。そして、メンテナンスも容易であることから、設置コスト及びランニングコストを削減することができます。

また、積極的な営業活動の成果もあって、コンスタントに受注がある状態を維持しているほか、2016年には大型案件の受注や一部上場企業からの受注も獲得し、その事業は順調に推移していると評価することができます。

さらに、上記のとおり、評価対象ビジネスの関連市場は今後も安定して拡大することが予想されます。



4 評価対象知財権のビジネスカバー

・ 概要

知的財産権がビジネスをカバーしていない状態では、競業他社に対する優位性を確保することができません。
ここでは、評価対象権利の権利範囲が評価対象ビジネスをカバーするものであるか、評価します。

・ 知財権の権利範囲と評価対象ビジネスの検討

本件知財権は、次の要件a～dにより構成されています。

a ……と、

b ……と、

c ……と

d を有することを特徴とする排水処理浄化装置。

対象企業に対するヒアリングによれば、一部の排水処理浄化装置(型式●●●●、△△△△)は、要件a～dの少なくとも一つを満たしておらず、ビジネスをカバーしていない。特に型式●●●●の浄化装置は新型の装置であり、開発方向性と知財との間にズレが生じている恐れがあります。



- ・ 評価対象知財権のビジネスカバー

以上より、対象知財権のビジネスカバーは、A(事業整合性が高い)～E(事業整合性が低い)の5段階評価で **C** と判断します。また、「開発方向性と知財との間にズレが生じている恐れがある」というビジネス上の課題が見受けられます。この点に関し、現在保有する特許とは別の発明が存在する可能性があります。新たな権利化を検討してはいかがでしょうか。



5 評価対象知財権の技術的優位性、独自性

・ 概要

評価対象知財権について、その審査過程で引用された類似技術との比較をすることで、評価対象知財権の技術的優位性、独自性を評価します。

<本件知財権の概要>

(図などを用いて、技術を説明します)

<類似技術の概要> 特開●●●●—●●●●●●●●号公報

(図などを用いて、技術を説明します)



- ・ 本件知財権と類似技術との対比

＜相違点＞

（類似技術と異なる点、本件知財の独自性を説明します）

＜上記相違点によるメリット＞

（類似技術と異なる点が、どのようなメリットを生むのか説明します）

- ・ 評価対象知財権の技術的優位性、独自性

以上より、評価対象知財権の技術的優位性は、A（技術的優位性が高い）～E（技術的優位性が低い）の5段階評価で **A** と判断します。また、このような独自性の高い技術は、営業面でも高い貢献をし得ると思われま



6 評価対象知財権が他社の参入障壁となっているか

・ 概要

知財権の範囲が広い場合、他社がビジネスに参入する際の障害になります。一方、知財権の範囲が狭い場合、他社がビジネスに参入することが容易になります。

ここでは、評価対象知財権の権利範囲の広狭を判断し、かつ、4. で言及した知財権のビジネスカバーを考慮することで、他社の参入障壁となっているかを評価します。

・ 本件知財権の権利範囲の検討

本件知財権に係る発明は、要件a～dからなり、特に要件cを特徴としていますが（「5 評価対象知財権の技術的優位性、独自性」参照）、…ですから、他社が競争力を維持しつつ要件cを回避することは容易ではありません。また、他社が要件a、b、dを回避することも容易ではありません。

・ 評価対象知財権がビジネス参入への障壁となっているか

以上より、評価対象知財権は、十分に、他社がビジネスに参入する際の障壁となっているが、4. で言及したとおり、ビジネスと知財との間でズレが生じている点が懸念され、5段階評価で **B** と判断します。



7 注意すべき他者権利の存在の有無

・ 概要

一般に、ビジネスの実施(販売、サービスの提供)が他者の知的財産権に抵触する(侵害する)ものであれば、他者から警告を受けたり、ビジネスの差止や損害賠償を請求される可能性があります。

従って、事業の妨げとなる他者権利を調査することは重要ですが、一般的に多大な費用を要します。ここでは、簡易的に、評価対象知財権の審査過程で引用された類似文献が、評価対象ビジネスの実施に抵触するかどうかを判断します。

・ 他者権利の内容と評価対象ビジネスの検討

類似文献である特開●●●●ー●●●●●●●●号公報(「5 評価対象知財権の技術的優位性、独自性」参照)についての特許出願は、●●●●年●月●日に特許第●●●●●●●●号として設定登録され、この特許権は2017年●月●日現在存続していますが、対象企業は、評価対象ビジネスにおいて、特許第●●●●●●●●号に抵触する排水処理浄化装置の製造・販売を現在まで行ったことはなく、将来行う予定もありません。



- ・ 注意すべき他者権利の存在の有無

以上より、上記範囲において、評価対象ビジネスの実施に関し、注意すべき他者の権利はありません。

なお、ビジネス継続上のリスクを低減するためには、本評価書で行った簡易的な調査ではなく、弁理士が実施する「侵害調査」を行うべきです。



8 評価対象知財権の金銭評価

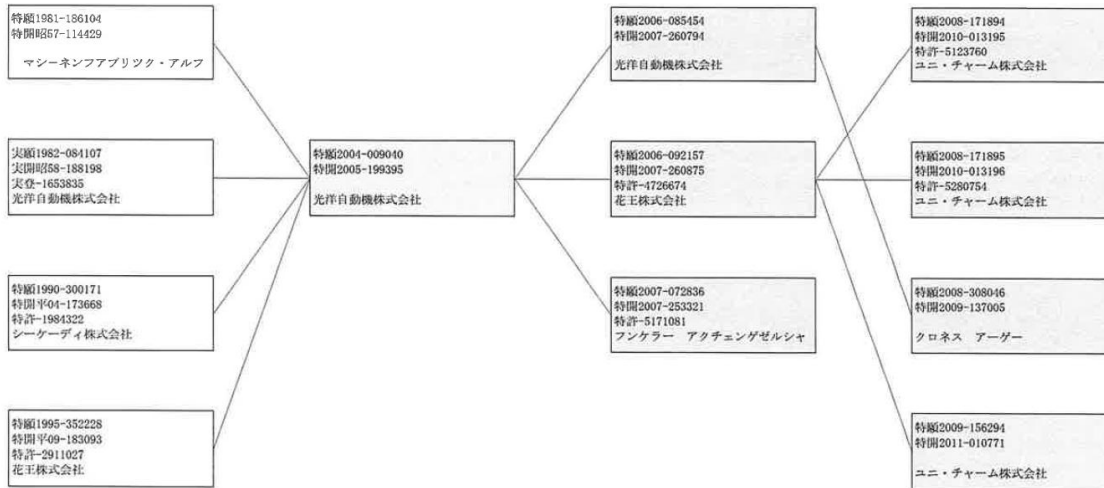
(「3 評価対象ビジネスの見通し」、「4 評価対象知財権のビジネスカバー」、「5 評価対象知財権の技術的優位性、独自性」、「6 評価対象知財権が、他者の参入障壁となっているか」の結果を踏まえ、免除ロイヤリティ法により評価対象知財権の金銭評価額を算出します。)

金銭評価額 _____ 千円



9 技術のマッチング、展開

・ 評価対象知財権のサイテーションマップ



評価対象知財である特許第●●●●●●●●号を中心に、特許庁の審査で類似技術と判断された特許出願を紐付けした、サイテーションマップを示します。

競業である△△株式会社、■ ■ 株式会社などが類似技術の特許出願している一方、◎◎の製造で有名な株式会社※※が水処理技術を出願している。株式会社※※は、アライアンス先、浄化装置の販売先の一つとして考えることはできないだろうか。



10 評価対象ビジネスに対する課題、ソリューションその他

・ 評価対象ビジネスに対する評価対象知財権の貢献(強み)

評価対象権利は、……という簡易な構成により、有機活性汚泥発生量を軽減させる発明に関するもので、対象企業の主力製品である型式●●●●の浄化装置を保護するとともに、第三者に対する高い参入障壁となっており、評価対象ビジネスにおける対象企業のコスト的優位性に寄与していると考えられます。

・ 今後の課題(脅威、弱み、機会)、ソリューション

評価対象知財権の残存期間は残り4年で、対象企業に対するヒアリングによれば、その間、代替技術が開発される可能性も高くはないようですが、評価対象知財権による優位性が権利満了その他により消失する場合に備えて、引き続き研究開発と特許権による参入障壁の構築を重視されることが望ましいと考えます。

また、ビジネスの方向性と知財のズレが生じている恐れがあります。事業の方向性の再検討、又は事業の方向性に沿った知財権の再取得が望ましいと考えます。

なお、対象企業では、ノウハウの管理について、特定のキーパーソンに委ねている面があり、また、必ずしも秘密管理性(不正競争防止法でノウハウの保護を求める場合の要件になります。)が十分ではないように思われますので、キーパーソンの退職、外部への情報漏洩といった万一の場合を想定し、管理体制を整備されることが望ましいと考えます。

